

木間正道先生の横顔

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2015-05-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡野, 誠 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17261

木間正道先生の横顔

岡 野 誠

この度先輩教授である木間正道先生が、めでたく古稀を迎えられ、大学の規定に従って今春ご退職されることとなった。今日我が国では百歳以上の人々が約6万人に達しており、したがって七十歳はさして珍しいことではない。しかしご健康でこの人生の節目を迎えられたことは、やはり慶賀すべきことである。

さてこの一文であるが、木間先生と同じご専門の方が執筆されたならば、文字通り先生の正面像を描くことが可能であろう。私は隣接科目といっても別分野の専攻者であるため、記述が些か正確さに欠ける。あえて「横顔」と題する所以である。

木間先生は、1944年北海道のお生まれ。1968年早稲田大学第一政経学部（在学中東洋外交史の植田捷雄教授のゼミに属し、大学院進学を勧められたことが、その後先生が研究者となるきっかけとなった）を卒業された後、経済的事情で一旦社会に出られ、その後同大学大学院法学研究科修士課程において、福島正夫教授について社会主義法（中国法）を学ばれた。福島教授は民法学、法社会学の研究者であると同時に、我が国の社会主義国法研究のバイオニアである。私の在学中、同教授は撃墜王の異名を持ち、学部生に対する成績評価が大変厳しかった。その撃墜王のお弟子さんというだけで、私は木間先生に対し畏敬の念を持つ。先生は福島教授の定年退職に伴い、東京大学大学院社会学研究科博士課程（「国際関係論」）に移られ、古島和雄教授・衛藤藩吉教授の指導を受けられた。その間一ヵ年（1980～81年）中国の山東大学歴史系中国近現代史講座に高級進修生として留学されている。当時中国は文化大革命終結直後で、まだ各大学法学部・大学院では留学生を受け入れていなかった。私が83年に在外研究のため上海の大学に滞在した時も、やはり歴史系である。

先生の代表的著作は、何と言っても『現代中国の法と民主主義』（勁草書房、1995）であろう。すなわち本書は、第1部「現代中国法をめぐる歴史と現状」で、戦後日本における中国法研究の歴史を論じ、中国における法学研究の歴史と現状を分析し、さらに文化大革命後の中国の法現象を憲法以下の主要法部門に即して紹介す

る。第2部「基本的法制度の形成と展開」では、選挙法・土地管理法・行政訴訟法・収容審査制度等に関して、それぞれの歴史的・社会的背景の紹介とともに、新たな立法の内容と意義について論じる。そして82年憲法改正の背景・内容・問題点を指摘し、ついで憲法の基本原則に関する諸問題を取り上げる。本書は70年代から90年代にかけての中国法形成の動態を、理論的に分析した書物として高く評価されている（鈴木賢〔『東方』182号〕、小林昌之〔『アジア経済』37-6〕等の書評参照）。さらに本書を基にした論文によって、先生は北海道大学から博士（法学）号を授与されている。

上述の単著以外、木間先生の代表的な著作として、『現代中国法入門』（鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則3氏との共著、有斐閣）を挙げることができる。本書は、1998年初版、2012年には第6版が刊行されている。

このように短期間に多くの版を重ねているということは、本書が現代中国法を知る上で、いかに正確かつ有用であり、またいかに新資料・新情報を取り入れているかを示すものである。恐らく学術書としては、ベストセラーと言ってもよいのではなかろうか。本書において木間先生は、第2章（現代中国法の歴史）、第4章（行政と法）、第10章（紛争処理システム）の各章を執筆されている。

この他の先生のご論文、翻訳、解説、学会報告等の内容については、別掲の著作目録に譲ることとする。中国法がまさに形成過程にあり、大筋は固まりつつあるものの、試行や改正も少なくない。したがって先生のお仕事は、これらの新動向、とりわけ憲法にかかわる主要原則や土地法についての研究に集中しているように見える。

これらを通じて感じることであるが、木間先生の著作・論文（さらには人事評価等の文書に至るまで）の文章は、実によく推敲がなされた名文である。どこでこのような業を身につけられたのか伺ったことはないが、先生の研究に対する厳格な姿勢と深く関連していることは確かである。

先生は1998年に明治大学にご着任以来、主に大学院法学研究科の役職を担当された。2001年度の法学研究科公法学専攻主任、また2008・2009年度の大学院委員がそれである。この後先生を法学研究科委員長に推す声は強かった。しかし先生は強くそれを固辞された。表向きは明治大学に来て日が浅いため、大学院や法学研究科の慣習・先例を熟知しないためと言われたが、あるいは先生一流の美学が

あったのではないかと推察する。

以下少し「横顔」の方に移りたい。

木間先生は何と言っても理の人であり、原理・原則の人である。先生が明治大学でのアジア法担当の初代教授として迎えられる前年に、この科目名について学部内で少々議論があった。多くの先生方は「アジア法」とすることに賛成されたが、私はアジア法の専門家など存在しない、それは「ヨーロッパ法」の専門家を探ることが不可能なのと同じであると主張した。しかし多勢に無勢、結局押し切られて「アジア法」と決定した。先生は着任後間もなくして、「アジア法」という科目名に異議を唱えられた。この名称が適切なものでないことは、私も十分承知していたが、会議での正式決定でありいかんともしがたい。そのことを先生に説明したがなかなか納得して下さらない。まずは「必ずや名を正さんか」（『論語』）ではないが、学部・大学院法学研究科各執行部に掛け合い、ついに「中国法」に名称を変更させてしまった。私は啞然とするとともに、先生の行動力に恐れ入った。

私は、法学部の多くの先生方が「アジア法」にこだわられるのであれば、これはこれで生かし、いずれ本当のアジア地域の法を扱う講座に育ててゆけば良いとも考えた。その内容としては、第一に中国法、第二に韓国法を専任者担当の科目とし、第三は上記二科目以外の国々の法を、専任以外の教員に任せ、数年ごとに内容を入れ替えるというものである。

木間先生が着任されてから数年後であったかと思うが、私はこのような構想の可能性について先生のお考えを尋ねた。そうしたところ先生は言下に否定され、北朝鮮法やベトナム法はどうするのかと言われた。この時私は悟ったのであるが、木間先生は、福島正夫教授の学問がそうであったように、社会主義国法研究としての中国法という伝統を背負われていて、安易な地域研究には与しないというように思われた。

木間先生が理の人であることは、その議論の仕方にもよく表れている。私などは会議の場で反対論を表明しても、迫力不足で大方の賛同を得られない。これに対して木間先生は、発言回数は多くはないものの、反対をする際は断固反対、相手方の意見を完全に撃破せずにはおかない。その鋭い論法と低く太い声は、多くの論敵を沈黙させてしまう。我々世代とそれほど年の差はないのだが、この迫力はどこから来るのだろうか。勝手な想像であるが、先生の故郷である新十津川町の開拓者魂

と、先生が現代中国法を学ばれた時代の極めて厳しい学問的・社会的環境がその主要因であったのではないかと思う。

しかし一方において木間先生は情の人である。私は隣接科目担当者として、大学院入試や修論面接で、幾度も先生の科目の副査を務めた。その際先生は学生に対し、まるで親馬が仔馬を舐めるように優しく接し、噛んで含めるように語りかける。私は同席していて、先生が本当に情の人であることを痛感した。

情の人はまた愛郷の人でもある。先生は北海道新十津川町（奈良県十津川村は、1889年十津川の氾濫で壊滅的被害を受け、約600戸が分村して北海道トック原野に入植した。それがのちに新十津川町に発展した）のご出身である。東京生まれの私は、北海道では他の地域と異なり、郷土意識はそれほど強くないのではないかと誤解していた。先生が同じく北海道出身の故坂口光男先生（長沼町出身）や長坂純先生（苫小牧市出身）と、互いに言葉や動作を話題にして、その道産子ぶりをからかい合っている様を見る時、先生がいかに強い愛郷心をお持ちであるかを感じ取ることができた。

先生はまた行動の人でもある。とりわけ中国に関しては、ほとんど自分の家の庭を歩くという感覚で各地に出かけられる。最近文化大革命時期にさかんに報道された山西省昔陽県に行ってきたと言われた。昔陽県大寨人民公社の生産大隊は、自力更生の革命精神によって自然環境の悪条件を克服して生産をあげ、1965年秋以来「農業は大寨に学べ」の運動が中国全土で繰り広げられた。一時期あれほど喧伝された地名ではあるが、文革後は全くその名を聞かなくなった。私の周囲で近年そのような所へ行った人のあることを聞かない。先生はあえてその後の大寨に出かけて、文革当時活躍した人々に直接会って聞き取り調査をされた。

前掲の『現代中国の法と民主主義』の「あとがき」によれば、先生は1966年7月から8月にかけて、都内の学生有志による訪中団の一員として、初めて中国を訪問された。時恰も文化大革命の最初期にあたる。この時先生は、同世代の中国の学生達との交流を通じて「魂を揺さぶられた」という。その後1989年北京で起きた「六・四事件」に先生は強い衝撃を受け、改めて中国革命再認識の旅を始められた。先生には2014年に、大寨を訪れなければならない必然性があったのである。このように先生の中国に対する感覚は、ある意味で日本人離れているように思われる。

周知の如くご就任以来先生は、明治大学法学部・大学院法学研究科における中国

木間正道先生の横顔（岡野）

法研究の基礎作りと教育の充実に努力され、また主として法学研究科の運営に心を砕かれた。私共後学はこのことをいつまでも記憶にとどめ、深く感謝したいと思う。そして最後にご退職後の先生の益々のご健勝とご活躍をお祈りしたい。